

制 度 名	農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置				
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4、90 条の 6）				
要 望 の 内 容	<p>農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限の 2 年延長</p> <p>（現行制度の概要） 農林漁業用輸入 A 重油を保税地域から引き取る場合、石油石炭税（1kl 当たり 2,040 円）が免除される。 また、農林漁業者が、課税済み原油等を原料として本邦において製造された A 重油を農林漁業用として購入した場合、石油石炭税額相当額（1kl 当たり 2,040 円）が当該 A 重油の製造業者に対し還付される。</p> <table border="1" data-bbox="874 853 1474 972"> <tr> <td data-bbox="874 853 1219 972">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 853 1474 972">－ 百万円 （▲55,800 百万円 の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲55,800 百万円 の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲55,800 百万円 の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（1） 政策目的 国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸が重要な役割を果たしており、A 重油は重要な生産資材となっている。 また、わが国の漁業生産は、総漁船の 97%を占める動力漁船に大きく依存しており、動力漁船に主に用いられる A 重油は、漁業にとって必要不可欠で重要な生産資材となっている。 このため、農林漁業用 A 重油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、施設園芸農家及び漁業者の負担軽減を通じた経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的。</p> <p>（2） 施策の必要性 我が国の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの 7～9 割を占める農林漁業用 A 重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。 また、漁業はエネルギー高消費型の産業であり、漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約 17%と高い。 さらに、東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた施設園芸産地、漁業地域では、早急な復興に全力を挙げているところであり、電力不足解消の見通しが立たない状況下においては、園芸施設の加温を電力に頼ることはできず、また、漁業においても、コスト負担をなるべく軽減するため、農林漁業用 A 重油の税負担軽減は復興の促進には必要不可欠。 このため、農林漁業用 A 重油に係る税負担を軽減し、資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保するとともに、東日本大震災の復興の加速化を図る観点から、本特例措置を講ずる必要がある。</p>				

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保、水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化、漁業経営の安定</p>																						
		政策の達成目標	生産資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。																						
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで																						
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																						
	政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。																							
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>24年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者数</td> <td>施設園芸</td> <td>188 千戸</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>141 千人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用数量（千kl）</td> <td>計</td> <td>1,769</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">減税見込額（百万円）</td> <td>漁業者</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,609</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>1,065</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁業者</td> <td>2,544</td> </tr> </tbody> </table>	区分		24年度（見込み）	対象者数	施設園芸	188 千戸	漁業者	141 千人	適用数量（千kl）	計	1,769	施設園芸	522	減税見込額（百万円）	漁業者	1,247	計	3,609	施設園芸	1,065		漁業者	2,544
	区分		24年度（見込み）																						
対象者数	施設園芸	188 千戸																							
	漁業者	141 千人																							
適用数量（千kl）	計	1,769																							
	施設園芸	522																							
減税見込額（百万円）	漁業者	1,247																							
	計	3,609																							
	施設園芸	1,065																							
	漁業者	2,544																							
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>A 重油価格が高止まりの中、燃油コスト軽減を図り、農業・漁業経営安定を通じ国産農水産物の安定供給に寄与しており、本税制は有効な手段と認識。</p> <p>また、施設園芸、漁業に必要な A 重油の税負担を軽減することは東日本大震災の復興に有効な手段と認識。</p>																								

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関税暫定措置法第2条 農林漁業に供される輸入A重油に係る関税が無税																																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																										
	要望の措置の妥当性	A重油は農林漁業者にとって不可欠な生産資材であり、燃油コストの軽減を図る目的達成のため、税制による措置が適当。 また、施設園芸、漁業に必要不可欠なA重油の税負担を軽減することは東日本大震災の復興のための妥当な措置。																																										
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者数</td> <td>施設園芸</td> <td>211千戸</td> <td>211千戸</td> <td>188千戸</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>169千人</td> <td>141千人</td> <td>141千人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用数量 (千kl)</td> <td>計</td> <td>2,218</td> <td>1,793</td> <td>1,769</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>628</td> <td>559</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>1,590</td> <td>1,234</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">減税 見込額 (百万円)</td> <td>計</td> <td>4,524</td> <td>3,657</td> <td>3,609</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>1,281</td> <td>1,140</td> <td>1,065</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>3,244</td> <td>2,517</td> <td>2,544</td> </tr> </tbody> </table>			区分		19年度	20年度	21年度	対象者数	施設園芸	211千戸	211千戸	188千戸	漁業者	169千人	141千人	141千人	適用数量 (千kl)	計	2,218	1,793	1,769	施設園芸	628	559	522	漁業者	1,590	1,234	1,247	減税 見込額 (百万円)	計	4,524	3,657	3,609	施設園芸	1,281	1,140	1,065	漁業者	3,244	2,517	2,544
	区分		19年度	20年度	21年度																																							
	対象者数	施設園芸	211千戸	211千戸	188千戸																																							
		漁業者	169千人	141千人	141千人																																							
	適用数量 (千kl)	計	2,218	1,793	1,769																																							
施設園芸		628	559	522																																								
漁業者		1,590	1,234	1,247																																								
減税 見込額 (百万円)	計	4,524	3,657	3,609																																								
	施設園芸	1,281	1,140	1,065																																								
	漁業者	3,244	2,517	2,544																																								
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用A重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られている。																																											
前回要望時の達成目標	政策の達成目標と同じ																																											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られているが、施設園芸や漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、原油価格は高止まりであるなど施設園芸農家及び漁業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により園芸農家及び漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。																																											

これまでの 要望経緯	昭和53年の石油石炭税創設時より免税措置を要望 税率(額) 昭和53年6月以降 3.5% (従価税) 59年9月以降 4.7% (") 63年8月以降 2,040円/kI (従量税) 平成元年度の制度創設時より還付措置を要望
---------------	--